広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会

報告書【概要版】



平成23年3月

北但行政事務組合

現在、地球上の人間活動による炭酸ガス等を始めとした温室効果ガスが大量に放出され、 地球温暖化が大きな問題となっている。また、近い将来、地球的規模の天然資源の枯渇化も 危惧されているところである。このため、国は持続可能な日本を形成するため、低炭素社会・ 資源循環型社会・自然共生社会を国家目標として設定している。

このたび、北但行政事務組合が実施する広域ごみ・汚泥処理施設は、最新の公害防止設備 を備えるとともに、ごみ等を燃料として発電する設備を設け、余剰電力を外部に供給するエネルギー再生機能も有する内容になっている。

そうしたことから、新施設を見学することにより、搬入されたごみ等を適正処理・リサイクルする機能以外に公害防止や環境・資源問題等、広範囲にわたる事柄について実感し得る啓発の場が形成されることになる。また、新施設は、周囲に豊かな自然環境が存在する地域に立地しており、施設周辺に確保された敷地において自然環境との共存・共生を図ることも計画されている。

以上のことから、新施設は国家目標にも適合する施設整備のコンセプトを先ず確定すると ともに、次世代に向け積極的に住民啓発を図る情報発信施設としての役割も具備することが 求められていると言える。

環境に対する意識が非常に高い住民が参加した広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会に おいて活発な議論を行い、結果をまとめたので報告する。

一 目 次 一

第1草	施設整備検討委員会の役割 施設整備検討委員会の設置	1
第2章	基本理念・基本方針の策定 基本理念・基本方針の考え方	2
第3章	啓発機能等施設の整備計画 委員会としての提言	4
第4章	施設周辺整備計画 委員会としての提言	6
第5章	生活環境影響調査の結果について 委員会としての対応	g
出 曲		11

第1章 施設整備検討委員会の役割

施設整備検討委員会の設置

広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会は、北但行政事務組合が行う熱回収施設及びリサイクルセンターを主体とした広域ごみ・汚泥処理施設の整備にあたり、循環型社会の実現に ふさわしい先進的な環境創造の取り組みについて検討するために設置された。

本委員会は、委員13人で組織され、次に掲げる者から構成された。

\bigcirc	施設に関し学識経験を有する者	2人
\bigcirc	自然環境に関し学識経験を有する者	2人
\bigcirc	地元地区(豊岡市竹野町森本区・坊岡区)から選出された者	2人
\bigcirc	環境衛生団体等の関係者	3人
\bigcirc	市民・町民(公募)	3人
\bigcirc	組合構成市町の職員	1人

- この委員会は、次に掲げる事項について調査・検討した。
 - 啓発機能等施設の整備計画に関すること。
 - 施設周辺環境の保全方針等に関すること。
 - その他必要な事項に関すること。



第1回施設整備検討委員会

第2章 基本理念・基本方針の策定

委員会の検討事項である啓発機能等施設の整備計画及び施設周辺環境の保全方針等(施設周辺整備計画)の策定にあたり、計画全体の柱となる考え方を決め、一体的な取り組みをするために施設整備の基本理念と基本方針を定めた。

基本理念・基本方針の考え方

基本理念:テーマとしての位置づけであり、計画全体の考え方を表現したものとする。

基本方針:3つの柱を設けることにより、どのような視点からの計画であるのか分かりや

すく表現する。

【基本方針の基礎となる考え方】

基本方針の視点	基本方針における3つの柱
環境保全・再生	周辺環境を保全・再生し、自然との共存・共生の場を提供する
資源の循環 体験・学習	「ごみ」を通じて、資源と環境の大切さを学ぶ場を提供する
交流・情報拠点	豊かな心を育む集いの場を提供する

【基本理念】

環境学習と地域交流ができる新しい環境の創造

【基本方針】

自然との共存・共生や、資源循環と環境保全について考える体験と交流の場とする

【基本方針における3つの柱】

周辺環境を保全・再生し、自然との共存・共生の場を提供する

- * 季節を感じ、自然の恵みを感じられる自然環境を保全・再生する
- * 生物多様性の保全を図る
- * 周辺景観との調和を図る

「ごみ」を通じて、資源と環境の大切さを学ぶ場を提供する

- * 資源の循環を通じ、環境問題を学ぶ
- * 廃棄物の適正処理、リサイクルを通じ、資源・環境問題を学ぶ
- * 体験型の環境学習の場とする

豊かな心を育む集いの場を提供する

- * 誰もが気軽に立ち寄り、自然にふれあうことができる場とする
- * 住民と共に環境保全に取り組み、交流を図ることができる場とする
- * 環境情報の発信拠点とする

【基本理念・基本方針の体系図】

【基本理念】

環境学習と地域交流ができる新しい環境の創造

【基本方針】

自然との共存・共生や、資源循環と環境保全について考える体験と交流の場とする

周辺環境を保全・再生し、自 然との共存・共生の場を提供	「ごみ」を通じて、資源と環 境の大切さを学ぶ場を提供	豊かな心を育む集いの場を 提供
*季節を感じ、自然の恵みを 感じられる自然環境を保 全・再生する	*資源の循環を通じ、環境問題を学ぶ*廃棄物の適正処理、リサイ	*誰もが気軽に立ち寄り、自 然にふれあうことができる 場とする
*生物多様性の保全を図る *周辺景観との調和を図る	クルを通じ、資源・環境問題を学ぶ	*住民と共に環境保全に取り 組み、交流を図ることがで きる場とする
	*体験型の環境学習の場とする	*環境情報の発信拠点とする

第3章 啓発機能等施設の整備計画

委員会としての提言

資源循環型社会の形成に向けた情報発信基地として、啓発機能等施設が備えるべき機能と しては、以下の4つの機能が必要と考えられる。

また、実際の整備にあたっては、構成市町の財政状況及び地元地区の意向を考慮し整備することが望ましい。

| 中古品・不用品の修理・再生の場としての機能 |

多目的に利用できる工房(学習の場と兼用)を整備することにより、より多くの方 が利用しやすい環境を整備することが望ましい。

| 再生品の展示・提供の場としての機能 |

専用の場を設けるのではなく、再生品等の展示は、廊下、ロビー、リサイクル体験 コーナー及び会議室を活用することとする。

□環境・資源やリサイクルに関する情報提供・学習の場としての機能 □

子どもから大人まで幅広く学ぶことができる工夫が必要となるため、視覚に訴える ものや実際に体験ができる機材等の設置も考慮することが望ましい。

集会・イベント等の地域活動・コミュニティ形成支援の場としての機能

多数の来場者の駐車場を確保することが困難と思われるため、小規模な講演会・イベント及び会議に必要な整備を行う。

整備する機能

名称	整備內容	整備案	整備例
再生品等展示コーナー	リサイクル体験コーナー等を活用し、一体的に整備する。 衣類等のリフォーム品については、常設ではなく会 議室等を利用して展示できる機能を整備する。	・廊下やロビーを利用し、パネルや展示台等を設置して展示ができるコーナーを設ける。・衣類等のリフォーム品については、会議室等を利用して展示できる設備(パネル・展示台等)を整備する。	図の方は、単語のです 第四の第二章 記念に記述する間のくだめい。 このがは、単語の表現の表現の影響のできません。
不用品情報交換コーナー	リサイクル体験コーナー等を活用し、一体的に整備 する。なお、来場者で希望があれば無料で持ち帰っ てもらうこととする。	・リサイクル体験コーナー等にパネルを設置し、情報(品名、規格、提供者等)を提供する。 ・来場者が直接品物(小型のもの)を見ることができる展示コーナーを設置する。	CATAMARIAN CANADA CANAD
環境学習コーナー	映像、パネル、模型、パソコン等を利用して環境学習ができる設備を整備する。ごみ問題、環境及び資源問題など順序立ててコーナーを設置する。 場内にスピーカーを設置し、視察者に説明者の声が届くよう考慮する。	・廊下やロビーにコーナーを設け、パネル展示、施設の模型、小型体験機材(分別機、圧縮機等)やパソコンを整備する。 ・パソコンについては、タッチパネルにより、ごみ問題や環境問題についてのクイズや、スライド等により作成した施設周辺環境(自然や動植物等)についての映像を見ることができる設備を整備する。	SELECTION OF THE PARTY OF THE P
リサイクル体験コーナー (多目的工房)	需要に合った形態で、体験教室等が開催可能な再生・修理の工房としての基本的機能を整備する。	・家具工房や自転車工房のほか、衣類等のリフォームや木工もできる機材(工具等)を整備する。	
環境学習教室(学習室)	3部屋程度に仕切ることが可能な整備を行い、利用 状況に応じて対応できる設備を整備する。	・視察者の説明会場としての機能を整備する。 ・音響設備や映像(プロジェクター等)、各種資料を設置すること により、学習ができる設備を整備する。	
講演会・イベントの場	会議室を利用し、小規模な講演会等が行える機能を整備する。	・仕切られた会議室ごとに小規模な会議、講演会や講座が開催可能 な設備として、音響、映像設備を整備する。	
地域・グループ活動の場	希望者に対し、会議室を解放することで対応する。		

※挿入写真は他施設での整備例

第4章 施設周辺整備計画

委員会としての提言

施設の周辺整備については、以下の6つのゾーンに分け、それぞれのテーマに基づきつつ 一体的に整備をすることが望ましい。

なお、この場所に来れば、四季を通して自然に触れることができ、環境学習や人々の交流 拠点となるような場づくりを行うこととするが、木谷川や竹野川流域に生育しないような樹 木を移植、移入することは本来の自然を壊すこととなるため、そこにある自然に配慮した景 観づくりとすること。

本委員会の検討結果は、広域ごみ・汚泥処理施設周辺整備計画 (P.6参照) のとおり取りまとめたが、実際の整備にあたっては周辺整備計画ゾーニングの具体例 (P.7参照) を基に、用地の取得状況に応じ柔軟に対応するとともに、構成市町の財政状況及び地元地区の意向を考慮して整備することが望ましい。

進入路修景ゾーン

進入道路沿いの良好な景観形成のために沿道修景を行うゾーン

水辺活用ゾーン

木谷川流域を活用した親水空間

谷筋の景観形成ゾーン

開発敷地外周部について、周辺景観(周辺環境)との調和を図り、谷筋の景観づくりを行うゾーン

拠点施設ゾーン

処理施設と連携した施設整備を行う区域(処理施設配置の造成盤と連続した敷地が整備できる区域)

利用・体験の森ゾーン

森林を活用した学習や体験など、多様な利用に対応するゾーン

保全・再生の森ゾーン

現況の豊かな自然環境を保全するとともに、荒廃した森林を再生するゾーン

※修景植栽:本計画において「修景植栽」とは、木谷川及び竹野川流域に生育している樹木 を主に植栽することをいう。

広域ごみ・汚泥処理施設周辺整備計画

基本理念

環境学習と地域交流ができる新しい環境の創造

基本方針

自然との共存・共生や、資源循環と環境保全について考える体験と交流の場とする

- ①周辺環境を保全・再生し、自然との共存・共生の場を提供する
 - ・季節を感じ、自然の恵みを感じられる自然環境を保全・再生する
 - ・生物多様性の保全を図る
 - ・周辺景観との調和を図る
- ②「ごみ」を通じて、資源と環境の大切さを学ぶ場を提供する
 - ・資源の循環を通じ、環境問題を学ぶ
 - ・廃棄物の適正処理、リサイクルを通じ、資源・環境問題を学ぶ
 - ・体験型の環境学習の場とする
- ③豊かな心を育む集いの場を提供する
 - ・誰もが気軽に立ち寄り、自然にふれあうことができる場とする
 - ・住民と共に環境保全に取り組み、交流を図ることができる場とする
 - ・環境情報の発信拠点とする

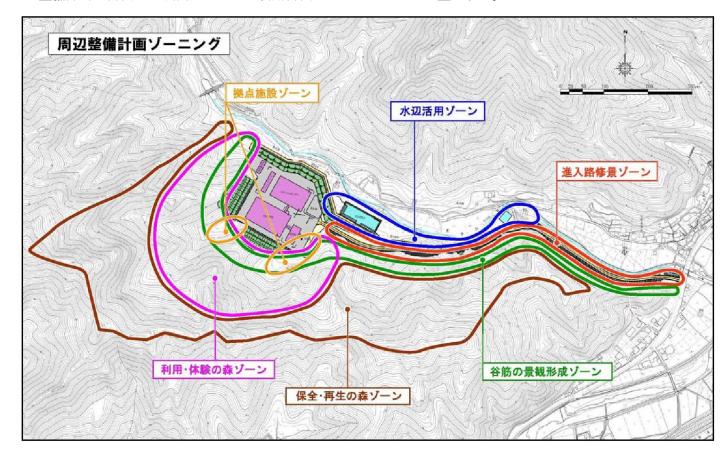
整備方針

- ・周辺整備計画では、計画地全体の環境を『保全·再生』する中で、様々な『利用・運用』の場の創出が求められる。
- ・そのために、計画的な『整備・管理』が必要となる。
- ・計画地で対応が考えられる事項を整理し、それぞれの整備方針を設定する。

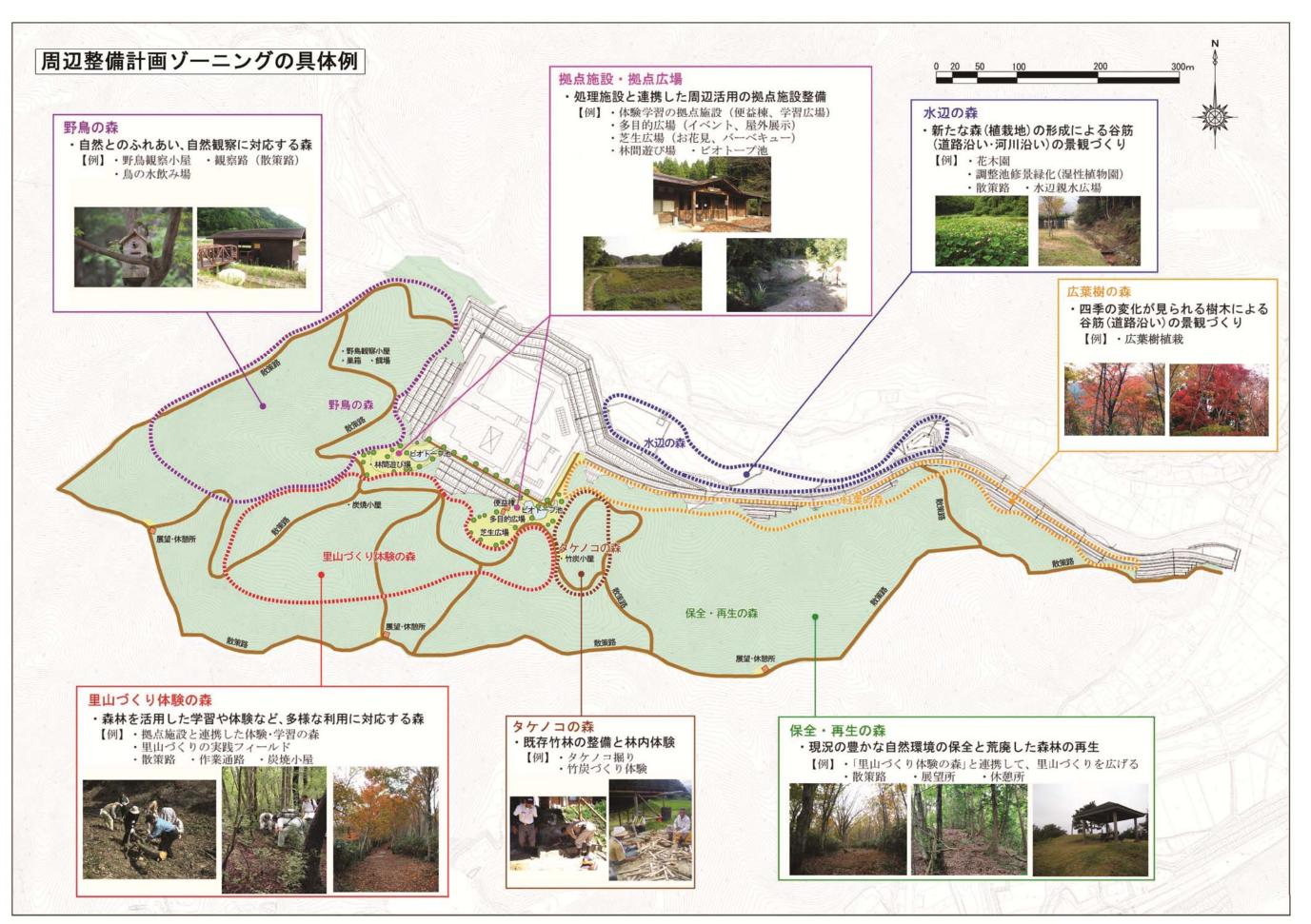
	豊かな自然(生物の多様性)の保全	・現況の自然環境を保全する活動 ・野生動植物との共存
保全・再生	里山の再生	・荒廃した森林の再生活動 ・里山づくりの活動
	景観との調和	・景観と調和した森づくり、施設づくり
	身近な自然とのふれあい	・地域住民の日常的な散策・森林浴
	環境学習・体験	・自然、森林、里山などについて ・資源循環、資源再生などについて
 利用・運用	健康づくり	・散策、森林浴
利用・連用	憩いと交流	・人々の集いと賑わい
	レクリエーション	・遊び場、森林レクリエーション
	施設や環境教育の普及・啓発	・施設の見学 ・処理施設のPRとイメージアップ ・環境教育などに関する情報発信
	森のゾーン分け(森の管理区分)	・保全、利用、活用などの整備方針によるゾーニング設定 例)野鳥の森、広葉樹の森等
	体験学習の拠点施設整備	· 学習広場 · 便益棟(管理棟)
整備・管理	体験学習のフィールド整備	・里山づくり体験の森 ・林間の遊び場 ・ビオトープ池
	散策路、広場、休憩所、展望所の整備	・森林の周遊散策 ・休憩広場 ・展望広場
	集いやイベントの空間・広場	· 多目的広場 · 芝生広場
	修景植栽	- 花木園等

ゾーニングの検討

・整備方針を計画地に展開させる土地利用計画をゾーニングとして整理する。



ゾーン	ゾーン概要
進入路修景ゾーン	進入道路沿いの良好な景観形成のために沿道修景を行うゾーン
水辺活用ゾーン	木谷川流域を活用した親水空間
谷筋の景観形成ゾーン	開発敷地外周部について、周辺景観(周辺環境)との調和を図り、 谷筋の景観づくりを行うゾーン
拠点施設ゾーン	処理施設と連携した施設整備を行う区域 (処理施設配置の造成盤 と連続した敷地が整備できる区域)
利用・体験の森ゾーン	森林を活用した学習や体験など、多様な利用に対応するゾーン
保全・再生の森ゾーン	現況の豊かな自然環境を保全するとともに、荒廃した森林を再生 するゾーン



第5章 生活環境影響調査の結果について

第6回広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会において、北但行政事務組合が行った生活環境影響調査の現況調査結果、及び施設の設置による影響予測・評価の説明を受けた後、生活環境の保全上の見地からの意見並びに事業者の見解の報告を受け、委員会としての見解を問われた。

委員会としての対応

施設整備検討委員会として、(仮称) 北但クリーンセンター設置に係る生活環境影響調査の結果について内容を確認し、生活環境の保全上の見地からの意見並びに事業者の見解の報告を受け、本調査の総合評価である「総合的に見ても生活環境の保全に支障のないものと評価しました。」との記述は妥当なものであることを確認し、管理者に報告した。



事業用地 (上空より撮影)

おわりに

この報告書は、住民参加による広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会において、10回にわたり活発な議論を行った結果をまとめたものである。このため、今後、北但行政事務組合におかれては、地方財政の厳しい状況は理解するが、広域ごみ・汚泥処理施設の整備において、この報告書の趣旨を極力活かす形で実現に努力いただきたく要望するものである。

この報告書の趣旨を活かした啓発機能等施設整備や施設周辺環境整備事業の完成により、新しく建設される広域ごみ・汚泥処理施設が、住民から喜ばれ住民とともに学べる都市施設として存続することを期待するものである。

また、新施設完成後の啓発機能等施設整備や施設周辺環境整備事業の維持管理は、極力、市民のボランティア的な協力により、運営が円滑に進められることが望ましいと考える。

平成23年3月30日

広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会

委員長 寺嶋 均 副委員長 本 庄 四 郎 委 員 市 川 陽 一 委 員 松 永 正 博

委員 筑本壽晴

委 員 高 木 哲 夫 (H21.12.24 ~ H22.1.11)

委 員 宇都出 敏 文 (H22. 1.12 ~ H23.1.24)

委 員 高 木 克 年 (H23. 1.25 ~)

委 員 池田登志

委 員 山村 紀久子

委 員 尾 﨑 美津人

委員 梅林耕一

委 員 杉本 章

委 員 中田隆子

委 員 垣 江 重 人 (H21.12.24 ~ H22.3.31)

委 員 橘 清 治 (H22. 4. 1 ~)

【出典】

P. 5整備する機能における整備例の写真について

啓発機能等施設の整備計画について議論し、整備内容及び具体案等を策定したことにより、 この報告書を作成するにあたり、言葉のみの説明ではなく、より具体的なイメージができる ために先進的な整備を行っている施設の写真を具体例として掲載することとした。

この具体例の写真について、施設を管理されている方に使用の主旨を説明し協力を願った ところ、ご快諾いただきましたこと誠に感謝申し上げます。

- *ご提供いただいた資料(写真)
- ・篠山市清掃センターHP

http://www.city.sasayama.hyogo.jp/recycle/item.html

・所沢市リサイクルふれあい館HP

http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shisetu/lifeline/recycling/ecoro/sisetunogaiyou/index.html(2011/01/26)

・豊田市 渡刈クリーンセンターHP

http://www.eco-toyota.com/program/index.html(2011/01/26) http://www.eco-toyota.com/guide/index.html(2011/01/26)

・川口市リサイクルプラザHP

http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/28300013/28300013.html(2011/01/26)

・北見市クリーンセンターHP

http://www.city.kitami.lg.jp/cleanlif/sisetu/kanri.html(2011/01/26)

・山口市リサイクルプラザHP

http://www.c-able.ne.jp/~ymgplaza/plaza/keihatsubumon.html(2011/01/26)